

令和6年第5回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和6年5月24日（金）第5回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
4番 関 口 清	5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠
7番 小 林 和 夫	8番 仲 田 裕 子	9番 黒 川 幸 昭
10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子	12番 神 長 守 雄
13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男	15番 安 生 芳 子
16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博	18番 大 森 用 子
19番 青 木 正 好		

(19名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 永 嶋 将	主 事 渡 邊 妃奈乃
経済部農政課	主任主事 湯 澤 研 斗	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は開会に先立ち、議案書4ページの議案第1号の5番について面積の修正を依頼した。また、議案書14ページの議案第4号の12番について終期の日付の修正を依頼した。

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、令和6年第5回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

1番 田野井 晃 造 委員、10番 奈 良 茂 男 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程 2、議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買 7 件、贈与 1 件の合計 8 件の許可申請が提出されました。別添の農地法第 3 条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎奈良茂男委員 1 番、西沢町の件は、西沢町の●●さんから同じく西沢町の●●さんへの無償による所有権移転です。この●●さんの土地は、●●さんの自宅に隣接している土地で大型機械等が入りません。ですので●●さんは、この土地が耕作放棄地になったら困るということで、長年に渡りまして自分のトラクターで耕起していたような状態です。このほど●●さんの方から申し出がありまして、無償で●●さんに所有権を移転したいということでございます。問題はありませので、ご承認のほど宜しくをお願いいたします。

◎松井研吉委員 2 番の深津の件は、深津の●●さんから●●さんへの売買による所有権移転です。3 番は深津の●●一さんから同じく●●さんへの売買、4 番は深津の●●子さんから同じく●●さんへの売買になります。●●さんは規模拡大をしておりますので何も問題はありませので、ご承認のほど宜しくをお願いいたします。

◎小平敏男委員 5 番と 6 番の件は、売買による所有権移転になります。場所は塩山町で、5 番は●●さんから●●さんに、6 番は●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは営農型太陽光発電を行うということで話を聞いております。問題はありませので、宜しくをお願いいたします。

◎金子重博委員 7 番の上永野の件は、上永野の●●さんから上永野の●●さんへの売買です。8 番は埼玉県の●●さんから上永野の●●さんへの売買です。●●さんは農地を購入後は蕎麦を作るということで、問題ありませのでご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第 1 号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1 番から 8 番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第 2 号の「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。5ページをご覧ください。1番は、上殿町地内において、●●さん申請の一般住宅への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地区分については農地の広がり10ha以上ある第1種農地であります。集落に接続し日常生活上必要な施設に該当します。2番は、塩山町地内において、●●さん申請の一般住宅敷地拡張への転用であります。申請地は周囲を畑、宅地及び道路に囲まれた農地であり、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し日常生活に必要な施設に該当します。なお、既に宅地として利用されているため始末書を提出していただいております。3番は、上南摩町地内において、鹿沼市申請の仮設道路への一時転用であります。申請地は周囲を畑及び道路に囲まれた農地であり、農地の縁辺部に位置する第2種農地、その他の農地に区分されます。以上、5条転用3件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎田野井晃造委員 去る5月20日午後に橋本局長、永嶋主査、奈良委員と私の4名で現地調査を行いました。1番、上殿町の件は、環境クリーンセンターから、南東へ約800mのところ、使用貸借権による一般住宅への転用です。特に問題は無いと見て参りました。2番塩山町の件は、南押原コミュニティセンターから北へ約1500mのところ、使用貸借権による一般住宅敷地拡張の為の転用ですが、既にカーポートの一部とコンテナが置かれており始末書が必要と見てまいりました。3番、上南摩の件は、上南摩小学校から北西へ約800mのところ、鹿沼市への使用貸借権による林道室瀬線代替仮設道への転用です。何ら問題はと見てまいりました。以上です。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎仲田裕子委員 1番の上殿町の件ですが、渡し人と受け人は親子で、分家住宅ということで、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎黒川幸昭委員 2番塩山町の件ですが、塩山町の●●さんから、次男の●●さんへの一般住宅敷地拡張のための申請です。現地調査員の報告のとおり、既に砂利が引かれておりましたので、始末書つきでご承認をお願いいたします。

◎奈良茂男委員 3番上南摩町の件は、鹿沼市への使用貸借権設定による公的施設用地、林道室瀬線代替仮設道への一時転用です。現地調査員のご報告のとおり問題はありませぬので、ご承認をよろしくお願ひしたいと思います。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から

3番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号と4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第3号と4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和6年5月10日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業について記載しております。議案書7ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、3筆、3,431㎡となっております。議案書8ページをご覧ください。利用権設定の更新が1件、1筆、535㎡となっております。議案書9ページから28ページをご覧ください。中間管理事業が31件、127筆、222,776.2㎡となっております。これら合計34件、131筆、226,742.2㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号から議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、議案第3号の1番から3番、議案第4号の4番から34番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（農政課湯澤主任主事） 農政課農政係の湯澤です。よろしく申し上げます。議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)について」ご説明させていただきます。お手元の議案書29ページをご覧ください。まず用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地を畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に關係する施設への転用を目的とするため農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番、北赤塚町、●●さん申出の農地から農業用施設用地への用途変更です。面積は2筆で、1,209㎡のうち284㎡、場所は亀和田町地内、神明宮から北西へ約200mに位置し、北と南側を宅地、西側を田、東側を田と宅地に接しています。●●さんは令和6年3月に新規就農し、これから親の土地を利用して苺の栽培をしていくために準備を進めています。今回の土地は、父である●●さんから土地を借りて苺のハウスを新設する予定地の隣接地であり、今回、苺選別の作業舎や資材保管場所、駐車場を整備するため申し出に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また周辺農地に与える影響が少ないことから、用途区分の変更に支障は無いと思われまゝ。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)について農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしく

お願いいたします。

◎議長は事務局の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎安生芳子委員 1番、亀和田町の●●さんの件ですが、農政課の説明のとおりで、何ら問題はないと見て参りました。ご承認をよろしくお願いいたします。

◎議長は、議案第5号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について異存なしと決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前10時40分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和6年5月24日

議 長

署名委員

署名委員
